

教育福祉産業常任委員会会議録

教育福祉産業常任委員会会議録.....	0
【開会】	2
【議案第 14 号】 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について	2
【議案第 19 号】 市道路線の認定及び変更について	3
【議案第 13 号】 矢板市国民健康保険条例の一部改正について	4
【議案第 20 号】 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	4
【追加議案第 2 号】 財産の取得について(追認)	5
【追加議案第 3 号】 財産の取得について(追認)	8
【追加議案第 4 号】 財産の取得について(追認)	1 3
【委員長報告】	1 6
【閉会】	1 7

1 日 時

令和 6 年 9 月 1 3 日（金）午前 8 時 5 8 分～午前 1 1 時 3 4 分

2 場 所

議場

3 出席委員（7 名）

委員長 宮本 莊山

副委員長 掛下 法示

委 員 渡邊英子、齋藤典子、高瀬由子、小林勇治、佐貫薫

4 欠席委員

なし

5 説明員（12 名）

(1) 社会福祉課（1 人）

①社会福祉課長 沼野 晋一

(2) 健康増進課（2 人）

①健康増進課長 高橋 理子

②国保医療担当 高瀬真由美

(3) 建設課（3 人）

①建設課長 柳田 豊

②管理住宅担当 松本 一裕

③建設担当 船山 幸男

(4) 教育総務課（4 人）

①教育総務課長 佐藤 裕司

②教育監 小原 智江

③管理担当 矢野 厚夫

④学校教育担当 高久 智卯

(5) 生涯学習課（3 人）

①生涯学習課長 佐藤 賢一

②スポーツ推進室 谷中 博和

③スポーツ推進室 川上 将司

6 担当書記

星 哲也 粕谷 嘉彦

7 付議事件

【議案第 13 号】 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

【議案第 14 号】 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

【議案第 19 号】 市道路線の認定及び変更について

【議案第 20 号】 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

【追加議案第 2 号】 財産の取得について（追認）

【追加議案第 3 号】 財産の取得について（追認）

【追加議案第 4 号】 財産の取得について（追認）

【開会】

○委員長（宮本莊山） ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 (8:58)

お諮りする。この際、議事に入る前に、直ちに別紙日程により、現地調査を行いたいと思うが御異議はないか。

（異議なし）

御異議なしと認め、現地調査のため、暫時休憩する。 (8:58)

（現地調査）

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (10:17)

これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第13号、議案第14号、議案第19号、議案第20号及び追加議案第2号から追加議案第4号までの7件である。なお、説明に当たり執行部には簡潔な御説明をお願いします。

【議案第14号】 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

○委員長 議案第14号を議題とする。

○建設課長（柳田豊）

（「議案書」12～17ページにより説明）

○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 14 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 14 号は原案のとおり可決された。

【議案第 19 号】 市道路線の認定及び変更について

○委員長 次に、議案第 19 号を議題とする。

○建設課長

(「議案書」22 ページにより説明)

○委員長 暫時休憩する。 (10 : 24)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (10 : 26)

○委員長 これより議案第 19 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 19 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 19 号は原案のとおり可決された。

【議案第 13 号】 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 13 号を議題とする。

○健康増進課長（高橋理子）

（「議案書」 9～11 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 13 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 13 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

（異議なし）

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 13 号は原案のとおり可決された。

【議案第 20 号】 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○委員長 はじめに、議案第 20 号を議題とする。

○健康増進課長

（「議案書」 23～24 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 20 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 20 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 20 号は原案のとおり可決された。

【追加議案第 2 号】 財産の取得について(追認)

○委員長 次に、追加議案第 2 号を議題とする。

○教育総務課長 (佐藤裕司)

(「追加議案書」 2 ページにより説明)

○委員長 これより追加議案第 2 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○小林委員 ちょっと疑問に思ったので確認するが、これは随意契約ということで、取得相手が大谷薬局となっている。

教科書を随意契約でということだが、薬局であるから薬なら分かるが、教科書ということだったので腑に落ちなかった。

入札の相手方として別に問題なく、過去もそういうような形でされていたということなのか。

○教育総務課長 教科書取扱店についての御質問である。

教科書はこの指導書を確実に学校に供給してもらう必要があり、以下の条件を満たす事業者担っていただくことを重視している。

まずは、地域に根差した事業者であること。継続性のある事業者であること。そして、各学校までの距離が適切なこと。市町の教育委員会、学校との連絡調整、対応ができること。供給するまでの、おおむね 4、5 か月保管ができること。それから過不足の調整、残本の回収や供給書の返送ができること。教師用教科書等の有償教科書代金の回収業務ができること。そして、教科書指導書の代金を立替払できる

能力のあること、こういったことが要件を満たす事業者であるということである。

それで、大谷薬局がこの取扱いとなった経緯については、栃木県教科書供給所からお願いをされたからというふうに聞いている。

県内ほかの自治体においても、薬局が取扱店となっている自治体もある。加えて、全国的な状況を見ると、薬局以外では、文具店や酒屋、雑貨店等の業種が教科書取扱店となっているというふうに聞いている。

○渡邊委員 多分一気に2,000万円買うわけではないと思うが、何回かに分け積み上がったということか。それで、皆さんがその計算していく間に、きちんとその内容を自覚してなかった、分かってなかったことで、さっきの御説明になったのか。

○教育総務課長 契約自体は、4月1日に教師用教科書・指導書を1度に契約し、発注したというものである。ただ、前期と後期に分けての納入となっており、ほとんどが前期に集中して、後期分は最近の納入になった。

合わせての発注で2,000万円を超えているということである。

それと、認識としては、説明でも申し上げたが、消耗品で購入しているといったこともあって、2,000万円を超える動産としての認識が欠如していた、誤認していたというのが原因である。

○渡邊委員 確かに消耗品ということで勘違いする部分もあるかと思うが、とにかく皆さん全職員が今回のことを共有して、今後、こういうことがないように気をつけていただくということをお願いしたい。

○佐貫議員 この教科書の起案から決裁までのフローを教えてほしい。

○委員長 暫時休憩する。 (10:45)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (10:47)

○教育総務課長　まず教科書が決まった後、児童の在籍数を把握する。それから、各学校に希望を取って冊数を把握する。その後、実施伺いのための参考見積りを徴収し、実施伺いを行う。そして、業者選考委員会に付した後、見積入札を実施し、契約を締結すると、こういった流れとなる。

○佐貫委員　答弁がずれている。僕が聞いたのは起案から決裁までのフローと聞いた。

○委員長　暫時休憩する。 (10 : 48)

○委員長　休憩前に引き続き再開する。 (10 : 49)

○教育総務課長　起案から決算までのフローとことなので、まず担当者による起案がなされ、担当内で決裁を行っていく、そして、グループリーダー決裁、課長決裁、部長決裁、教育長決裁、副市長決裁、そして市長決裁という流れになる。

○佐貫委員　なるほど。そんなに決裁フローが通っていたということか。

○齋藤委員　財産の表示のところに、小学校教師用教科書と書いてあるがこれ子供たちの教科書も含まれているのか。

○教育総務課長　子供たちの教科書に関しては、これは国から無償で給与されるものであるから、子供たちのものは含まれない。

○齋藤委員　この教師用教科書と指導書だけで、何かすごい高いような気がした。

○委員長　ほかになければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。追加議案第 2 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって追加議案第 2 号は原案のとおり可決された。

【追加議案第 3 号】 財産の取得について(追認)

○委員長 次に、追加議案第 3 号を議題とする。

○生涯学習課長 (佐藤賢一)

(「追加議案書」 3 ページにより説明)

○委員長 これより追加議案第 3 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 以前、体育館の補正で当初 6,000 万円で契約したもので議決をした後、足りなくなったので 6,000 万円を追加し 1 億 2,000 万円にして出した事例があった。計画段階が安すぎたという事例である。今回はその逆で、計画段階が高過ぎて本来であれば 1,600 万円で買えるものを 2,000 万円で見積もって、要は高く見積もっている。

実売価格で最初から計画を 1,600 万円にし、プラスアルファしたとして決裁権限の中で入るものを、わざわざ高く設定している仕組み、今の矢板市の仕組みそのものの問題に気づいて欲しい。民間企業で私もこの辺のところをよくやっていたが、仮見積りでどれくらいで買えるのか、カタログでは 6,000 円の椅子が、実際の 6 割くらいで買うのが一般的なのだが、その辺をつかんだ上で積算をするのが普通である。

だから、矢板市でとんでもなく高くなった積算を平気で出すということは、高いものが来ても買ってしまうということになるので、できるだけ購入額に近いような工夫がいるわけで、仕組みを改めるべきと感じたので、その辺の見解を聞かせていただきたい。

○生涯学習課長 予定価格についての御質問だと思うが、予定価格の設定に関しては、今回の簡易観覧席の予定価格の設定については、こちらで指定した製品がある。その製品の価格は製造しているメーカーから出されている。

その価格を利用して算定をしており、今、掛下副委員長から出た実際の販売価格というか、実売価格みたいなものについては、予定価格に関してはそれを考慮しないで定価の算出で予定価格は作っているというのが現状である。

○掛下委員 その仕組みを変えなくては駄目だと思うが、前は、その予定価格を市の職員の常識的な裁量で決めて、逆に安く見積もり過ぎたと。

今回は、メーカーのカatalogベースの価格をそのまま書いて高くなりすぎたと。

実売価格を含めていくらでも調べる方法があるので、仕組みそのものを変えんというふうにすれば、決裁権限の範囲内で 2,000 万以下で買えるのだから、わざわざ仕事を増やしてるみたいなものなので、その仕組みも変えるように内部として動くべきではないかという提案だがいかがか。

○委員長 暫時休憩する。 (11 : 01)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (11 : 01)

○生涯学習課長 ただいま掛下副委員長からいただいた意見につきましては、確認が取れていない中で答弁して申し訳ないが、この製品の定価の部分を利用していると

いうのは、多分、本市に限ったことではないと思うので、その辺については持ち帰り、確認をさせていただきたい。

○掛下委員 いろんな業務を通じて実態に合わないものとか何かいろいろ出てくる。

その都度、よりベストな方法、仕事が簡略化する方法を内部で検討してほしい。

だから、やっぱりやるべきだと思う。何も難しくないのだから内部としての検討、推進をよろしくお願いします。

○佐貫委員 先ほどの質問と一緒にのだが、起案から決裁フローは同じか。

○生涯学習課長 基本的には同じになる。金額によってどこまで決裁するかだけである。

○佐貫委員 となると、決裁が 2,000 万円超えると市長、副市長とか、かなり上のトップ階層までいっちゃうとなると、責任もそこになってしまう。正直、最終決裁者責任ということになってしまう。

基本は現場のトップである課長で止めるべきで、市長決裁は相当あるので、そこまで 2,000 万円を引っ張ってしまうのはかわいそう。

リアルな業務の話でいうと、課長で止める、課長で止めるにも課長の決裁も多い、となったときに漏れる可能性を防ぐためにも、グループリーダーとか、担当で止めるっていうのが、当たり前で普通。でも、現場の 20 代、30 代がそこまで条例とか、全部見ながらやれるかというと、なかなかスケジュール的にタイトだとなったときに、何かこう防げるデジタルというか、客観的な壁が必要で、そこは、全庁的ではなくて各課がちゃんと考えて欲しい。

私が前職でやっていたときの事を参考までに話すと、レギュレーションを超えた場合、画面上にアラートが立つようになっている。システム上、これが議決案件で、議案として提出しなくて大丈夫かとチェックボックスがポンと立ち上がる。そうし

たシステムを入れないと全員大変になる。アナログ過ぎるなあと思って、やり方が。

昨日も沼野課長には言いましたけど、やり方が全てアナログなので、業務フローそのものを考えるきっかけにしていなければと思う。

○生涯学習課長 そのシステムに関して御提案いただきましたので、持ち帰らせていただくので、アナログ的な部分になってしまうが、物品購入の手続きのフローの中に議会の議決について、ちゃんと確認できるようなものは必ず入れていくような形にしていく。

○委員長 委員長を交代する

暫時休憩する。 (11 : 06)

○副委員長 休憩前に引き続き再開する。 (11 : 06)

○宮本委員 何点か聞きたい。

これ、いつ入札をして、いつ決定したか。日にちを聞きたい。

○生涯学習課長 実施伺いからお答えする。

実施伺いを取ったのは令和5年4月7日。次に業者選考委員会のほうに資料提出したものが5月9日。業者選考委員会を経てその6社に決めたが、そちらに通知を出したのが5月9日付で行っている。締切が5月26日5時までということで応札の期限を設定している。見積入札を行ったのは5月29日、同日付で落札の通知を業者のほうに送っている。契約については6月1日付で起案を行っている。

椅子の納品については、年が明けて令和6年3月11日までに納品ということで、実際の納品は2月5日であった。

○宮本委員 全協のときの資料だと800万円ぐらい安いけど、これは今移動式のものと

同じメーカーに合わせて、買いたいということであったが、なぜその必要性があったのか。

○生涯学習課長 その、今回購入したスタッキングチェアに関しては、先ほど申し上げた、移動式観覧席舞台と一緒に収納できるものがあるが、そちらと同じものが一体感というか、おおむねそのほうがいいだろうということで、同じメーカーの製品を指定したところである。

○宮本委員 そうすると、見積りのときの製品と同じものが納められましたか。

○生涯学習課長 こちらで指定したものを納品していただいている。

○宮本委員 施設ができ上がって、オープン前の内覧会で、その利用団体の方の一部から、椅子に物足りなさのような意見があったが、当時、提案されていなかったもので、それに対して我々議会でどういうものをどういうふうにということを、審議していなかったのが失敗したなと思うが、これは、700 万円、800 万円もう少し高いものというような発想にそのとき、感じ取れなかったのか。

○生涯学習課長 確かに、今、宮本委員長からお話が出たとおり、もっとグレードの高い製品もある。ただ、やはり市としては限られた財源の部分があるので、その辺を勘案しながら、今回購入したこの製品に決めていったという形になる。

○宮本議員 これ次の議案にも関係するが、たまたま教育行政の中で、5 年、6 年で 3 件。そうすると、何かこの教育委員会の中は、どうなのかなという疑問を持ってしまいが、30 年にバスの話もあったものの、なぜ教育委員会だけがということで、そういうことはあっていけないという感じがしたので、しっかりと、その後をやっていただけだと思う。

○副委員長 委員長を交代する

暫時休憩する。 (11 : 13)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (11 : 13)

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。追加議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、追加議案第3号は原案のとおり可決された。

【追加議案第4号】 財産の取得について(追認)

○委員長 次に、追加議案第4号を議題とする。

○生涯学習課長

(「追加議案書」4ページにより説明)

○委員長 これより追加議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 内訳を相当細かく教えていただいた。

追認議案扱いでもう買ってしまった後で、一時不再議なので戻らないが教科書とも説明して欲しかったと思った。

それで疑問に思った。細かく説明していただいたからこそ、例えば、電気製品系、すごく立派なプロジェクターとか、合算すると 2,000 万とか超えるのではとか、ほかは本当に大丈夫なのかという不安が芽生えてきたが、その他の物品についても本当に大丈夫だという確認をさせていただきたい。

○生涯学習課長 今回の文化スポーツ複合施設に関しては、この 2 件のほかに、9 件の見積入札を実施した。それについては、今言われたそのプロジェクターはプロジェクターということで、それぞれちょっと発注をかけているが、それで、全ての物について 2,000 万円以下ということで積算している。

○佐貫委員 業務の進め方が理解できなくなってきた、その切れ目、これは発注しよう、プロジェクターはプロジェクターにしよう、でもプロジェクターと例えば椅子が同じ業者さんだったらここでやろう、と結構任意でやれるということか。

○生涯学習課長 ほかのものに関しては、まず管理用の消耗品調達ということで傘立てとか、スポーツ用品、その椅子、デスク、そういうものとかを品目、グループごとに分けて発注をかけたところである。

○佐貫委員 その品目に分けるのは任意か。

○生涯学習課長 それは任意でやっている。

○佐貫委員 多分、佐藤課長のところだけではないと思うが、となると任意で幾らでもできるということか。

○生涯学習課長 言葉が足りなかったかもしれないが、一応まとまりのあるものにしており、例えば椅子とプロジェクターというとはやはり違うものになるので、あとは発注時期とその相手方がどのぐらい納品までにかかるかというところもあり、そういうものも含めながらいつごろ発注していくかというものを決めていく。

それと同時にその建物の完成に合わせて、できていくことによってこんなものが

必要になるというのが分かっていくものもあるので、そういうものについて分けて、そういうものが発注になっているというような形になる。

○佐貫委員 いずれにせよすごい変数がいろいろあって、まず一本目としてはグループの備品とか財産のグルーピングをそちらですと。ただし、発注するときに、これも必要、あれも必要となったときに、例えば、グルーピングに漏れたどこにも入らないようなものが絶対出てくるといったときに、これはさっき発注したA社さんも扱ってるからA社さんにお問い合わせするというのは結構あることだと思う。そのような流動的なやり方だと。というところに戻ると、やっぱり任意でいくらでもやれるという話になる。帰結として。

だから、そこも大変ではないのか。だってグループを分けるのも人間が分けるので、佐藤課長が分ける場合と担当が分ける場合に、絶対そこ100%一緒になるわけがない。例えばA社に発注したときに、いやうちもプロジェクターを一緒にやりますよと言われたら、便利だからやってしまおうとならないか。僕はなと思う。行政の方は分からないが。

そういう何か細かいところもルール化するのも多分大変だと思うので、何かミスの起こらないというか、一番シンプルなフローを、このタイミングに考えていただくというのがお願いしたいことである。予算と仕事のフローをちゃんと考えていただく。

それで追認は、今は違法レベルの話で、議決してないものを執行してしまっている。この手続きを追認することになるが、本来であればこの中身も審議できたはずなのに、そこができてない現状を重く捉えていただきたい。教育総務課にも、生涯学習課にも。というところを最後に申し添える。

○教育総務課長 御指摘を深く受けとめ、今後このようなことが起きないように、管理

体制をしっかりと強化してまいる。

○生涯学習課長 本当、中身的に本当にお詫びするしかない状況であるので、いただいた御指摘については十分受け止め、今後このようなことがないように全力を挙げて取り組んでまいる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。追加議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、追加議案第4号は原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

○委員長 暫時休憩する。(11:28)

○委員長 再開する。(11:34)

【閉会】

○委員長 以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。

(11 : 34)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

教育福祉産業常任委員会委員長